

随意契約による契約締結に係る公表(契約締結前)

平成29年3月28日公表

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を締結するので、美唄市財務規則(昭和41年規則第4号)第129条第2項の規定に基づき次のとおり契約締結前の公表を行います。

発注担当課	都市整備課
-------	-------

契約の名称及び数量	我路公園管理委託 施設管理一式
契約を締結する時期	平成29年4月13日
契約の相手方の選定方法及び選定基準	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する1者を契約の相手方として選定する。 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項のシルバー人材センターに該当すること。